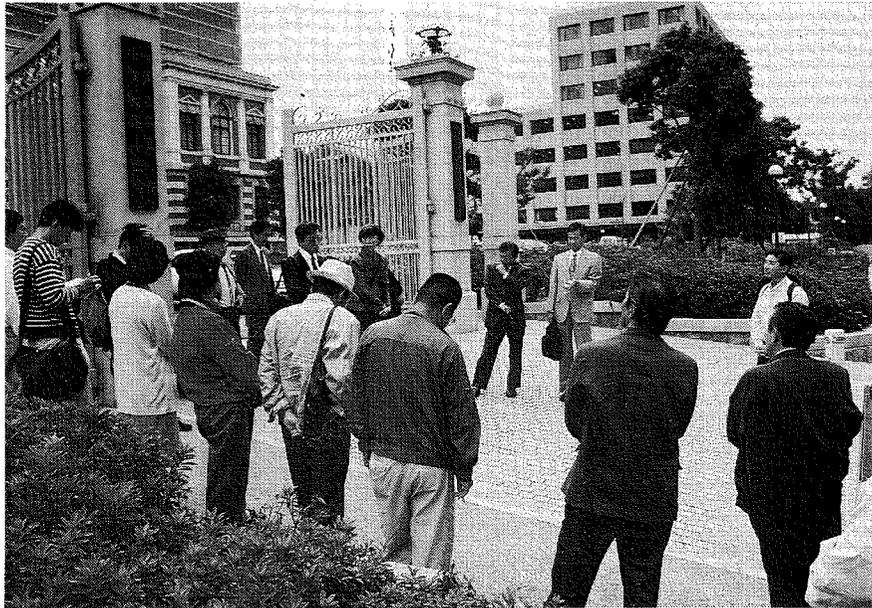


# 市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻93号 97/10 <1部100円> 発行人 玉本 格  
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131  
市芦反彈圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

公判日程 1997年12月2日(火) AM10:00～ 結審(予定)  
(神戸地裁204号法廷)



(1997.10.7 公判報告集会)

## も／く／じ

### 第11回公判

- 臨時教員を定数に含めて過員を捏造 「六名は過員解消」との処分根拠を崩す…… 救援会事務局…… 2
- 12月に結審、来春に判決か！ 勝利判決を目指し、最後まで闘おう！…… 3
- 被災者支援策の一層の充実を！ 全被災者にかかわる問題が話し合われる…… 仮設を応援する会…… 4
- 11.16 被災者がつくる あしや・くらしのまつり 案内…… まつり実行委員会…… 7
- 活動日誌／3

第一一回公判

臨時教員を定数に含めて過員を捏造 「六名は過員解消」との処分根拠を崩す

市芦救援会事務局

去る一〇月七日、神戸地裁において、前回に続いて原告鈴木先生の証言と、一九八七年の六名の強制配転についての原告滝山先生の証言が行われました。

原告証言が今回で終了するとあって、兵高教組会員や支援の会員の方々が傍聴席は満席となりました。ここに支援の方々に厚くお礼を申し上げます。

鈴木先生からは以下の点が証言されました。1. 学期途中の異動は、被告証人も認めているように前代未聞であり、日教組でも全国に例のない異常な異動と聞いている。

2. 異動による教育上の支障について、教員の引継は機械的に誰でもできるものではなく、一人の教員と生徒たちとの人間関係の積み上げの上であり、後任の教員配置もなかった本件では、生徒にとってあまりにも唐突で、校長も生徒に謝罪せざるを得なかった支障が生じた。

3. 異常な異動を強行した被告の意図は、「松本教育改革」に反対する組合への弾圧であ

り、深沢、河村の停職処分と一連のもの。4. 配転から一〇年、市芦に復帰できる条件があったにも関わらず、原告らを市芦から排除し続けている。

被告寺内代理人の反対尋問は、「異常な異動との話は何人から聞いたか」「教育上の支障については、病氣療養で先生が途中で替わるのと差はないだろう」と言う、審理廷と同じく下品極まりないもので、生徒が受けた混乱など一顧だにしない、権力弾圧の本性をいっそう際立たせるものでした。

裁判所の質問として、左陪席からは、「教員人事で、どのようにして本人の希望が尊重される形で進められてきたのか」の確認がありました。裁判長からは、「異動による学校の混乱」を確認し、定年までは「三年」との確認がありました。

強制配転から一〇年、定年まで「三年」しか残されていない鈴木先生の、「一日も早い市芦への復帰」の訴えがなされました。

続いて滝山先生から次の証言がありました。導員とされたことへの疑問をもったか」「異動後、毎年市芦への異動希望を出しているのか」等の確認がありました。

希望調査書は、本件処分後市芦でとられなく「なっている」ことの確認。裁判長からは、「かつて指導主事で本件で指

一二月に結審、来春に判決か!

勝利判決をめざし最後まで闘おう!

次回公判は、一二月二日の予定です。その期日までに原告、被告双方から最終準備書面を提出し、当日結審を迎える予定です。

原告側として、本件処分の一大争点である教員身分の保障にかかる、「指導員問題」についての「意見書」を提出する予定です。

教育法学者である神戸大学の土屋教授のご指導の下、今春から、阪神間、県下は言うに及ばず、近畿圏の芦屋市相当規模都市、及び県庁所在都市を含めて、市立高校を所管する都市の調査が進められてきました。

芦屋市の設置する「指導員」職の有り様は全国に例がないことが明らかになっています。詳細は次号で報告予定。

処分から一〇年が経過しました。市芦の教師として教壇に立ち、日々生徒と苦闘してきた年月と、配転後の年月が同じに

なる原告もいます。

違法処分への怒りを持続し、闘いを継続する中で、多くの仲間との出会いがありました。しかし、争議の当該としての日々の有り様で、先が見えぬ暗闇が眼をくらまさないかとはいえません。

自分を励ましながらい〇年を数えました。長期の闘いを乗り越えてきた国労、甲山事件の闘いも全面解決、勝利判決を目指しての闘いの最終段階に突入しています。

私たちも、昨日まで闘ってきたように、明日も共に闘い続けるしかありません。公判闘争の最終段階を迎えるに際して、今までの温かいご支援に深く感謝を申し上げますと共に、勝利判決を目指して、今までのご支援をいただきますようこのお願い申し上げます。

次回公判の傍聴参加もお願いいたします。

1. 「異動希望調査書」もとらずに進められた一九八七年異動人事の異常性。
2. 大幅教員削減、定数条例改正について、教員にほとんど知らされず、市教委の記録も条例改正後も非公開という秘密主義、異常性。
3. 市議会での条例改正に際し、定数に臨時教員を含ませて「過員」を多く捏造し、大量異動させた。
4. 教員大幅削減後、臨時教員を部長に充てる違法な校務分掌配置をし、多数の時間講師を雇用する中で授業混乱が生じた。
5. 「過員解消による異動」と言いつつ、配転後一〇年経過して、多くの市芦教員異動がある中で、原告らを市芦へ復帰させることなく、指導員として長期の配置、再配転を繰り返している。

被告寺内代理人の反対尋問は、「臨時教員は定数に含まれない」ことについて反論しようもないことから、「臨時教員三名をやめさせる」と言うことか」とか「標準定数法では助教諭は配置できる」との反論をしてきました。しかし、「定数外職員として雇用できると被告が証言」「本件は正規職員の定数条例改正であり、標準定数法を混同させるな」との再反論に比べられず、「六名は過員解消」との処分根拠は崩壊しています。

裁判所の質問として、左陪席からは、「異動

活動日誌(抜粋) 1997.5.28~10.3

- 6・6 事務局会議。
- 9 弁護士会議。
- 19 一時金交渉(〜20)
- 21 兵高教阪神支部大会
- 24 事務局会議。芦教組定期大会。
- 7・5 在日外国人の未来を拓く集い。事務局会議。
- 9 指導員意見書資料検討。
- 15 別件長瀬公判傍聴(松本前教育長証言)
- 16 玉田副会長を囲む会(英国留学談)
- 22 神戸製鋼塗木裁判傍聴(出向命令無効裁判)
- 25 通信No.92発送。
- 27 長田統一マダン。
- 8・13 弁護士会議。
- 17 しんげんちまつり。
- 23 麦の家キャンプ(〜24)
- 26 芦屋地労協納涼大会。
- 28 事務局会議。
- 9・1 弁護士会議。
- 10 事務局会議。
- 17 法対会議。
- 25 法対会議。
- 26 仮設住宅連絡会。
- 10・1 弁護士会議。
- 3 分執対校長交渉(仮設問題等)

# 被災者支援策の一層の充実を！ 全被災者にかかわる問題が話し合われる

仮設を応援する会 『被災者応援だより』第二号（一九九七、八・二九）

交渉の内容を市芦高校仮設自治会から取材した。

八月六日（水）午後七時から、市芦高校内仮設自治会と芦屋市との交渉が行われ、芦屋市からは「市芦高校から他の仮設住宅へ移転して欲しい」、仮設自治会からは以下にあげる「5項目の被災者支援策の充実を求める要求」がそれぞれ出され、交渉が行われた。

## 市芦高校仮設自治会からの 5項目要求

- 1、希望者全員への公営住宅の確保  
芦屋市は資格のある希望者は全員、公営住宅に入居できると繰り返しいつているが、本当か。公営住宅希望者の数及び震災復興公営住宅建設計画を明らかにして欲しい。
- 2、公営住宅希望者全員への早期入居資格の付与  
仮設住宅住民、その中でも特に、公営住宅の抽選に何回もはずれた高齢者は将来への不安

安をつのらせている。将来を悲観し落ち込んで、寝込んだり体に障害を起こす人も出ている。そのために、たとえ入居が一年先あるいは二年先であろうとも、一刻も早く当選切符を渡して、将来への希望をつなぐことが大切。希望があれば生きていく力もわいてくる。

## 3、空き室の有効利用

神戸では障害者や高齢者のための共同浴場をつくったり、子どもたちの共同学習室をつくったりして、仮設住宅での不便を緩和するための対策を行っている。芦屋市も仮設住宅の統廃合ばかりを考えるのではなく、恒久住宅移転までの間の生活を改善するための「空き室有効利用」を考えて欲しい。  
また、市外避難者・市内外民営賃貸住宅入居者からの希望があれば、仮設住宅への受け入れを考えて欲しい。

## 4、仮設住宅住民の動向調査の実施

仮設住宅住民の中には、将来計画もたえず問が出された。いくつかの自治会では、プライバシーの問題もあり、なかなか詳しく踏み込めないまま心配しているケースも実際にある。そういう人たちも含めての全員入居でなくてはならない、と自治会は主張した。  
それに対して、芦屋市は、「全希望者を把握している。その数と今回の応募者の数は一致しているから、今回も希望者全員が応募したと考えている」と答えた。さらに、「その希望者の中には、県外避難者も含んでいるのか」「県外避難者を含めての全員入居か」との質問にも「そうです」と答えている。

それが事実なら喜ばしいことではあるが、芦屋市の発言内容が実際に実現されていくかどうか、しっかりと見つめていかなければならない。  
「これらの問題は、市芦高校仮設自治会だけの問題だとは考えていない。市芦高校の仮設住宅に住む人が全員当選したらそれで良いというのではなく、むしろ、自分のところの仮設住宅の人が当選すれば、余計に他の仮設の人たちはどうなっているのが気にかかる」という市芦高校仮設住宅住民の声でこの問題の交渉は締めくくられた。

## 全員入居可能ならば

### 早急に全員に当選切符を！

交渉の中で、芦屋市は希望者全員が入居可

どうしていいかわからないまま、公営住宅の申し込みさえしていない人もいる。公営住宅入居希望者に限らず民営賃貸住宅入居希望者、自力再建希望者など仮設住宅の住民全世帯において、本当に将来の見通しが立っているのかどうか、動向調査をしきめ細かく行政的対応をして欲しい。

## 5、市芦高校内仮設住宅の未契約状態の解消

市芦高校内仮設住宅の入居者に対して、芦屋市は入居契約を未だに結んでいない。この異常な状態を解消して欲しい。

## 信用できるのか

### 「公営住宅希望者全員入居」

「建設計画については、議会でも答弁している」とおり。また新聞発表もしている」とおり、希望者は全員入居できる。」というのが芦屋市の最初の回答だった。

しかしながら、前回の交渉で、「全員は入れはす。もし入れなかったら神戸市にある公営住宅もある」と無責任に答えているため（神戸市では芦屋市にもまして公営住宅が不足している）、自治会は質問しながら丁寧に確認していった。

その結果、「七月の市営住宅補充募集の際、五〇〇件以上の応募があったが有資格者の応募は三二九件であり、九二世帯が当選し、二

能との回答を繰り返したので、「それならば、すぐ全員に『入れる』という『当選切符』を渡して欲しい。まだ当選していない人は不安でたまらない。」と、第2項目めの交渉事項に話を進めた。  
これに対して、芦屋市は「秋には、有資格者は全員当ることになる」と明言した。

市芦高校仮設自治会は、「それならば早急に、全員当るから安心していい」ということを、みんなに知らせる手だてを講じて欲しい」と要請したが、芦屋市は「議会でもその旨答弁しているし、生活アドバイザーが充分フォローしている。芦屋市による住民の意向調査で希望確認もしており、全員が充分入居できるという前提だから、改めて広報活動はしない」という。

充分フォローしているのなら、「毎日が不安で不安でたまらない」という声がなぜこんなに多いのか。十分な広報活動が行われていないこと、さらに、芦屋市の情報が行き渡ったとしてもこれまでのいきさつから、芦屋市のいうことがあまり信用されていないことがあげられる。

また「当選者の割合が各仮設住宅でかなり異なっているが、本当に公平な抽選が行われているのか」との質問に対しては、「厳正、公正な抽選をしている。誰がなんといおうと市の責任できちんと説明できる。」と答えた。

三七世帯が落選した。引き続き県営住宅「二三戸の募集があるので落選した二三七世帯は入居できる計算になる。」との芦屋市の回答をえた。

## しかし、この数の計算には問題がある。

まず、住宅のサイズと応募者の世帯人数の関係である。公営住宅希望者の中には一人住まいの高齢者が多数いる。にもかかわらず、将来にわたる空き室利用の点からSサイズ（最小サイズ）の住宅は少しか建設されていない。そのため、これまでも一人住まいの高齢者は応募資格を満たしているにもかかわらず何回も落選しており、希望を絶たれた不安の中で暮らしている。この点に関する解決策が、芦屋市からは示されていない。市芦高校仮設自治会は、「世帯人数と住宅サイズに関する柔軟な対応による希望者全員入居を実現して欲しい」と要求を出した。

次に、公営住宅希望者全員が今回の市営住宅補充募集に応募しているか、二三七世帯が公営住宅希望世帯のすべての数であるか、という問題である。県営住宅を希望しているため市営住宅には応募していない、あるいはどこにも行き先がないのにどうしていいかわからないまま公営住宅にも応募していない、というようなケースがあるのではないかとこの疑

みなさん、芦屋市が本心に厳正、公正な抽選を行い、芦屋市のいう有資格者全員の公営住宅への入居が実現するかどうかしっかり監視しましょう。また、それにとどまらず、震災後発生したやむを得ない事情から新たに公営住宅を希望者している人にも適切な措置が講じられ、一刻も早く仮設住宅から恒久住宅への転居が実現するよう取り組んでいきましょう。

**勉強部屋、客室、病室、物置など  
「空き室の有効利用」は可能!**

各仮設団地にはかなりの空き室がある。芦屋市はその統廃合のみを考え、そこに住む住民の住環境を少しでもよくしようとする意志はない。そこで、市芦高校仮設自治会は、「すべての仮設団地において、団地ごとに子ども共同勉強部屋、共同物置などの空き室の有効利用を認めて欲しい」と要求した。

それに対する芦屋市の回答は、「高浜団地に他の仮設から移動してきた五人以上の家族に対して二戸を使ってもらっているが、今のところこれ以外考えていない」と、冷淡なものであった。

あまりの冷淡さに、住民の理路整然とした追求が始まった。

自治会「県、神戸市、西宮市などは認めている

るのに芦屋市は何故認めないのか。受験生のいる棟は子どもたちのための共同勉強部屋、親戚や知人が尋ねてきたときに泊まることができる共同客室、家族に病人が出たときに病人の安静を確保するための共同予備室、荷物が多くて困っている人たちのための共同物置など、出ていく条件が整うまでの緊急避難のための措置として、仮設ごとの希望を聞きながら何故空き室利用ができないのか」

芦屋市「芦屋市は市の方針として空き室利用はしない」「芦屋市は応急仮設住宅と考えているから空き室利用は考えていない(意味不明)」

自治会「仮設住宅は県の所有で、県が空き室利用を認めているのに何故認めないのか」芦屋市「県が、こうせよと言ったら、県と話し合えばしなければならぬと考えている」自治会「住民に一番近い自治体(市)が県に

対して(住民のために空き室利用をしたいと)声を上げるのが本来の姿ではないのか。芦屋市からは、被災者を放り出すことばかりで、住民のために何かしようというところが一つも聞こえてこない」「何で空き室利用ができないのか。県はどう言っているのか」

芦屋市「県からは、自治会から要望があれば空き室利用は可能という通知をもらっている

度落選したら、おばあちゃんどうなるんやろ。市芦高校の仮設の人たちみんなの最大の心配であった。そのおばあちゃんが、今年七月の市営住宅の抽選にやっと当たった。顔の表情が全く違って元気になった。「良かったね」と声をかけられたときの笑い顔が何とも言えない。これでとりあえずは暑くて苛酷な仮設住宅の夏を持ちこたえられるのだらう。他の仮設住宅団地の人々もみんな同じ気持ちなのだ。一日も早く明日への希望が欲しい。

このおばあちゃん、台風と大雨の多い今年の夏、もうすでに二回も仮設住宅から避難所へ避難している。土石流と土砂崩れの心配、裏山の火事、全県下の仮設住宅の中でもっとも数多く避難を繰り返している仮設に住んでいる。

前回の台風、大雨洪水警報の中、公営住宅の三回目の落選で体力も気力も弱り果てていたときの避難。おばあちゃんの体を心配したSさん(公営住宅へ転居したが、自治会活動を現在も支え続けておられる)が、「今晚だけでも家においで」と誘った。普通、誰でも喜んでお世話になる。誰が好きこのんで学校の体育館や集会所の床で寝たいものか。ところが、このおばあちゃん、「私はNさんらのごとろと一緒にいるのがいい。自治会のみならず、私、いつでもどこへでも一緒に行く」と言って断ったという。

この一言は、市芦高校仮設自治会の人たちみんなの心をとらえて離さない。このおばあちゃんと自治会の関係は公営住宅への転居によっていずれば断ち切られてしまう。それは安定した生活への再出発として避けがたいことなのかもしれない。しかし、仮設から仮設への移動によってこの関係を絶つことは誰にも許されぬと思う。

震災からすでに二年半が経過したため、その後、家庭の事情が変化したり、あるいは再建予定の住宅が建築規制のため狭くなって、家族そろっては元の住宅に戻れない事情が出てきている。そういう事情を抱えた三世帯の問題さえ解決すれば、来年の六月頃には、市芦高校仮設の全世帯がそろって恒久住宅に引越せる見通しだ。その引越し時期がほぼ同じということ、それまで住民の方々は協力し、助け合って暮らしていけそうだ。

この間、市芦高校の生徒、保護者、学校関係者の方々の理解と住民の方々の努力によって、両者の良好な関係が維持されてきた。市内の学校で仮設住宅の追い出しが強行される中でのこの関係維持は称賛に値する。

短い期間の、自分の利害と余りかわらないところでの「やさしさ」は、ちょっとした「きれいな事」として簡単に成立するかもしれない

る(こんな大切なことを住民に知らせずに隠していた!)「自治会から責任を持って管理するから空き室利用をしたいという話があったら検討する。限定はあるが考えざるを得ないなら考える」「自治会から申立てがあれば、県と協議する」

各自自治会で相談しながら、空き室の積極的活用を芦屋市に要望していきましょう。また、仮設外に住んでいて、今現在生活に行き詰まっている方々の仮設住宅への受け入れも重要な問題として要望された。

**来年六月頃、市芦高校仮設の  
円満解決にみんなが努力を**

幸いにして、市芦高校内の小規模仮設団地のほとんどの住民の方々の転居先がめどがたってきた。

八四歳、一人暮らしのおばあちゃんが、これまでの三回の公営住宅の抽選にことごとく落選し、ただ一人の落選者として残っていた。おばあちゃんは、これまでに市芦高校仮設住宅からの追い立て戸別訪問も受けており、自治会の皆さんの励ましにも、不安と落胆の色は隠せず、とうとう寝込んでしまうこともあった。やっと病床から抜け出したと思うと、今度は神経失調症で歩行困難となり入院。「今

い。しかし、市芦高校におけるような、長期にわたる、しかも直接利害のかかったところでの生徒たちの住民を受け入れるやさしさは、ちょっとしたことでは実現しない。この「やさしさ」は、今後さまざま葛藤の中で、最後まで辿り着くことによって「本物」として完結される。

今も生徒たちは限界ぎりぎりのところでその「やさしさ」を発揮しているのかもしれない。最後まで持ちこたえて、完結させてほしいと願う。

震災後、「人間的なやさしさを育てる震災教育」などという言葉が、安易にあちこちの行政文書にちりばめられる。ところが、実際にはそれと正反対のことが平気で行われる。市芦高校は紛れもなく、文字通りそれが実践されている場の一つであろう。特に生徒会を中心に、仮設住民を励ましてきた市芦高校の生徒たちの有り様は、最大限評価されなければならないと思う。

あと約一〇ヶ月、みんなが喜びあって別れる日を期待しつつ、市芦高校仮設自治会と芦屋市との交渉についての今回の取材報告を終えたい。

以上

あれから1000日

### 被災者がつくる あしや・くらしのまつり

11月16日(日)

場所 若葉中央公園ふれあいセンター東側広場

時間 11:00~15:00

誰でも参加できます

みんなで元気になろう！  
最後の一人までみんなで守ろう！

こんな人、集まって！

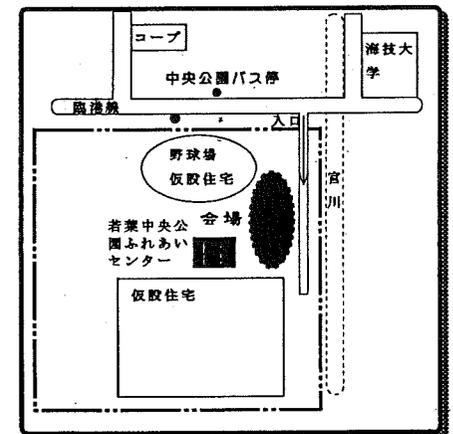
まだまだ仮設住宅の生活を続けなければならない人、  
 自分の生活再建はできたけど、まだの人たちと共に頑張りたい人、  
 公営住宅を希望しても入れない人、  
 恒久住宅に移ったけど淋しい思いをしている人、  
 もと住んでいた場所に帰りたいたいと願っている人、  
 民間住宅や親戚の家へ避難したけど仮設へ入りたい人、  
 住むところが決まっても健康や仕事など生活に不安がある人、  
 自分たちの街は自分たちでつくりたいと願っている人、  
 とにかく被災者としてみんなと共に元気になりたい人は、みんな集まって！



**ステージ**  
 三田太鼓  
 ロック  
 フォーク  
 エイサー（沖縄のおどり）  
 子ども和太鼓  
 フルーツ等演奏  
 チャンゴ演奏  
 その他

**催し**  
 模擬店、  
 バザー、  
 ゲーム  
 炊き出し、  
 野点

**相談コーナー**  
 法律・住宅・  
 生活・仕事他  
 不安や要求の  
 投書箱



主催 被災者がつくる・あしや・くらしのまつり実行委員会

連絡先 まつり実行委員会事務局 若葉町中央公園ふれあいセンター内 FAX 34-8927

**まつりカンパのお願い** 被災者による手作り開催のため、会場設営等に必要な資材・資金が不足しています。ご協力いただくとありがたいです。  
 ●送付先 被災者でつくるあしや・くらしのまつり実行委員会  
 ●振込口座 さくら銀行芦屋駅前支店 3810981